

平成29年(ワ)第960号 損害賠償請求事件

原 告 川 東 大 了

被 告 泥 憲 和

準 備 書 面

平成29年4月10日

大阪地方裁判所 第12民事部 3E係 御中

被告本人 泥 憲 和



第1 請求の原因に対する認否

1 訴状第1頁1行目から同第8頁19行目まで(訴状の項目名「第1当事者」の「1 原告」から「2 被告」まで)に記載されている事実の適示ないし原告の主張は「背景事情の説明」であるらしいが、被告に不法行為があるとする原告の主張と背景事情がいかなる関係にあるのかについて何の説明もないうえ、事実の適示部分には多数の事実誤認や歪曲があるが、当該記述が訴訟の本旨とどのように関係するのか、或は無関係なのか説明がないため、自らの不法行為の存在証明と無関係な論争の藪の中に入り込みたくない被告としてはどこまで踏み込んで言及してよいやら判断できず、認否の妨げとなっている。

いま述べた点につき原告から説明ないし補足がなされるまで、認否は保留とする。当該部分の認否を保留しても、原告の請求の棄却を求める被告の意図は満足し得ると思料するからである。

2 訴状第8頁20行目から第9頁末尾より6行目の記載(訴状の項目名「第2 被告の不法行為」「1 フェイスブックへの投稿記事1」)について以下の通り認否する。

① 訴状8頁22行目〈被告泥は平成28年2月2日午前6時18分頃に〉から同第9頁末尾から6行目〈公務執行妨害を公然と呼び掛けているのも等しい行為である。〉までの記載のうち、次の事実適示部分は認める。

訴状8頁22～23行目の〈被告泥は平成28年2月2日午前6時18分頃に、facebookに甲第5－1号証の記事を投稿した。〉という部分。

訴状8頁25～26行目の〈「川東大了が、ヘイト集会を企画しています。」と記述している。〉という部分。

② 訴状8頁4行目から6行目において、原告は〈被告泥も、本件集会や講演会が原告川東の主催だと勘違いした人間の1人のようだ〉と推測しているが、被告は「川東大了が、ヘイト集会を企画しています」と書いたのであって、原告が主催者であると主張した事実はない。よって上記推測は失当である。

③ 訴状8頁7行目から同末尾より7行目において、原告は〈「ヘイトスピーチ」なる文言であるが、ヘイスピ条例が可決されるまでは定義が未定だった〉との認識を示したうえで、〈ヘイスピ条例〉が可決されて以後にヘイトスピーチは不法行為となったと述べ、それゆえ原告がヘイト(スピーチ)集会を企画していると被告が喧伝した行為は、とりもなおさず原告が不法行為を企画している人間であると喧伝する行為と同義であり、〈原告川東の社会的評価を低下させる行為である〉と述べて、このことを損害賠償請求の根拠としているが、大きな事実誤認があり、被告に不法行為はなく、

原告に対する損害賠償義務も存在しない。

原告は〈尚、この「ヘイトスピーチ」なる文言であるが、ヘイスピ条例が可決されるまでは定義が未定だった〉と述べている(訴状第8頁末尾より12行目)。原告が〈ヘイスピ条例〉と略称するのは2016(平成28)年7月1日施行の「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」のことであり、原告は同条例の制定以前はヘイトスピーチの定義が未定だったと主張するのだが、失当である。

〈ヘイトスピーチ〉とは〈ヘイト〉を含む、あるいは〈ヘイト〉を扇動する目的・内容をもった言辞を意味する一般名詞であるところ、〈ヘイト〉の定義は日本が1979年に批准した国際人権規約において既に明確に定義されているからである。

外務省『国際人権規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約－A規約)』

〈第2条2 この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。〉(乙2号証1)

外務省『国際人権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約－B規約)』

〈第2条1 この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。〉(乙2号証)

2)

国際人権規約の定義に基づけば、ヘイトとは、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等を理由に、人格に優劣をつけたり、あるいは当然付与されるべき社会的・経済的権利を特権と見なしてこれを制限せよと主張したり、基本的人権を認めるな等と主張する思想をいうのであり、こうした主張を公然と発するのが一般的な意味でのヘイトスピーチである。従って、大阪市がヘイトスピーチ条例を定める以前からヘイト思想は差別思想であることが国際的な常識として確立されており、日本国は国際人権規約を批准することによってヘイト行為やヘイトスピーチの克服・根絶に向けた努力をする責務を負うことを国際社会に約束していたのだから、ヘイトを禁止若しくは抑制する特定の法律こそ存在しなかったものの、ヘイトスピーチは公序良俗に反する違法不当な行為だったのである。「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」の制定も、こうした人権意識が社会的に定着しつつあることのひとつの証左である。

原告は「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を「在日特権条例」と認識していた。そのことは集会名『在日特権条例に抗して日本人を守る講演会+公開討論会』及び会場使用申込団体名『在日特権条例に抗して日本人を守る会』(代表者は原告)の両方に「在日特権」という用語を用いていることから明らかである。原告は在日コリアンらが差別を受けない権利、平等に取り扱われる権利を指して「特権」とあるとし、これに抗するというのだからその「特権」を認めないとするのであり、つまりは民族的出自を理由に基本的人権を否認するのであるから典型的なヘイトであり、被告がこれを「ヘイト集会」と呼称したのは正しい。

被告がヘイト集会の開催を警告した動機は、差別をするな、差別に協力するなと呼びかけるためであり、公共の利益を目的とするものであって、道義的にも法的にも正しい行為であり、そこに虚偽はなく、このことで棄損される原告の名誉などというものは存在しない。よって被告に不法行為はなく、原告に対する損害賠償義務も存在しない。

④ 訴状第8頁末尾より6行目から同第9頁1行目までの記載において、原告は「原告川東は、そもそも本件集会を企画していない」と述べ、また訴状6頁末尾より3行目で〈原告川東は、利用申請を代行しただけ〉と述べており、それにもかかわらず原告が同集会を企画していると被告が喧伝するのは「勝手な思い込み、妄想」であり、「注意義務を怠り、基本的人権に対する配慮を著しく欠く行為」であると激しく非難し、これが不法行為であるとして被告に損害賠償を請求する根拠としているが、原告が同集会を企画しているとの被告の推認は合理的根拠を有しており、被告に不法行為はなく、当然にも損害賠償義務は存在しない。

ア 訴状第6頁末尾より14行目に原告が記載している通り、原告は同集会を原告の名で告知しており、原告以外の人物が主催者若しくは企画者であるという記載は告知文中のどこにも存在しない。また告知文にリンクが張ってある「せと弘幸BLOG『日本よ何処へ』」にも主催者若しくは企画者に関する言及がない。(乙1-1号証、乙1-2号証 「行動する保守運動」の「近畿地区スケジュール」「2016年3月13日(日)10時00分~16時30分の予定」)

イ 当該告知文の※印部分に〈※私は特に思想信条による差別はするつもりはありません。〉との記載がある。唐突に表れる〈私〉

という一人称は、告知者である原告を指すと解釈するしかない。すると原告は当該記載の通り、集会運営に一定の裁量権を行使して、積極的な関わり方をしているのである。集会運営に一定の裁量権を有する者であれば、主催者のひとり或は企画者のひとりとみなすのが社会的な常識というものであろう。原告が集会運営に一定の裁量権を行使している以上、〈利用申請を代行しただけ〉というのは虚言である。(乙1-1号証、乙1-2号証)

ウ 同じく当該告知文の別の※印部分に〈※尚、無いとは思いますが、野間氏（側の人間）が何らかの事情により、当日、登壇出来なくなるような事があれば、「大阪市ヘイトスピーチ条例」に関連した内容で、何か別の事（パネルディスカッションなど）を開催したいと思います〉との記載がある。明記されていないが主語は告知者たる原告であり、企画内容が当日になって実施不能になった場合の代替行事を企画して実行できる立場に原告がいたことを示している。代替行事を企画して実行できるほどに集会運営の裁量権を有する者であれば、主催者のひとり或は企画者のひとりとみなすのが社会的な常識であろう。原告が現に代替行事を企画している以上、〈利用申請を代行しただけ〉というのは虚言である。(乙1号証-1号証、乙1-2号証)

エ 会場使用申請者は原告である。会場使用者名義は原告が代表を務める団体である。当日責任者は原告本人である。(甲第4-1号証)その上、先に見た通り原告が当日の運営に深くかかわっているのである。そして原告以外の人物が準備や運営にかかわった形跡は見当たらない。こういうことなので、原告が企画・運営の中心であると第三者が見なすのは当然である。

原告が眞の主催者であり企画者であると氏名を挙げている人

物である瀬戸弘幸氏から〈「大阪でこの条例に関しての講演会を開きたい。出来るだけ早い内にやりたい。何処か会場を借りて欲しい。」と要望を受けた〉というような内部事情が仮にあったとしても、そのような経緯は当事者以外の第三者が窺い知るべくもないことである。仮に真の主催者が原告の言う通り瀬戸弘幸氏であって、同氏が原告に会場使用申請の代行手続きをする権限しか委任していなかったとしても、原告は現実には会場運営の一部をも担っているのであり、これが仮に無権代理の行為であったとしても、そのことを第三者は知りえないものである。よって瀬戸氏と原告との間には表見代理の関係が成立していたといえる。従って被告が原告のことを企画者と見なしたのには理由があるといえる。

オ 以上の通り原告が同集会の企画者であると被告が書いたのは、「勝手な思い込み、妄想」ではなく、合理的な根拠のあることであり、「注意義務を怠り、基本的人権に対する配慮を著しく欠く行為」ではないので、「強い非難を免れない」などというのは、原告の強引かつ不合理な論難であって、被告に不法行為はなく、当然にも損害賠償義務は存在しないのである。

⑤ 訴状9頁2行目〈「この人でなし」〉から同頁9行目〈原告川東の社会的評価を低下させる行為である。〉までにおいて原告が述べるには〈「在日コリアンを差別して楽しんでいる」等の発言をした事は無く、原告川東は常に「在日コリアンに対する人種差別をなくす為に活動している」と公言〉しているとのことであり、これに反して被告が原告の活動の内容や目的を正反対の趣旨に置き換えて誹謗中傷することで原告の社会的評価を低下させたと憤っているが、被告の指摘は真実であり、公益を図る目的を有するものであるから、

不法な名誉棄損行為はなく、よって損害賠償責任も生じない。

原告が表向き何を公言しているかは存知しないが、事実として原告の活動は一貫して差別活動であったし、差別に向き合う原告の態度は総じて不真面目極まりなく、悪ふざけと称して差支えないのである。

差別活動の一例として、被告が誤って「有罪判決を受けた」と書いた「水平社博物館前差別街宣事件」をあげる。この事件は原告がつぎのような街頭宣伝を行って 150 万円の損害賠償を命じられたものである。

〈出てこい、穢多ども。何人か聞いとるやろ、穢多ども、ここは穢多しかいない、穢多の聖地やと聞いとるぞ。出てこい、穢多ども、おまえらなあ、ほんまに日本中でなめたマネさらしやがって〉〈いい加減出できたらどうだ、穢多ども。ねえ、穢多、非人、非人。非人とは、人間じゃないと書くんですよ。おまえら人間なのかほんとうに〉〈穢多とは穢れが多いと書きます。穢れた、穢れた、卑しい連中、文句あつたらねえ、いつでも来い〉

《奈良地方裁判所平成 23 年（ワ）第 686 号 平成 24 年 6 月 25 日民事部判決・判決文本文より抜粋》

読むに堪えない醜悪極まる差別言辞である。原告自身も自分自身のこうした街頭宣伝が度はずれた差別言辞であることを、ふざけ半分に笑いながら次の通り自認しているのである。〈顎肩目に見ても、大阪市が「これはヘイトスピーチです」と認めるような発言は、断交デモや私の街宣位しかないだろう（笑）〉（甲第 4-6 号証第 2 頁末尾より 6 行目から 5 行目）

ところが他方で原告は、このようなヘイトスピーチが、ヘイトスピーチではないというのである。次に引用する 2016 年 1 月 22

日 5：3 8 に原告が発したツイート文を一読して不快感を覚えない人は少ないと思われる。原告の他の発言と矛盾しているばかりか文章自体が論理矛盾をきたしており、よってこれが悪ふざけでないと判断する人は、社会常識上の通念からしても皆無であろう。

〈どんなヘイトでも、私の清らかな心で清浄されれば、ヘイトではなくなるのです。だから、私が川東のヘイスピをコールしても、川東がヘイスピをしたのであり、私はヘイスピをしていないのである。正義は勝つのであ～る。〉（乙 3 号証）

『川西大了こと電気屋wさんの日記』という原告が公開しているウェブ日記には社会活動に臨む原告のふざけ半分の姿勢が見て取れる事例が枚挙に暇なく頻出する。例示すると切りがないが「そういうや、月曜日は判決らしいね」と題する 2012 年 06 月 22 日 23：23 掲示の日記を一例として抽出する。〈判決〉とは原告が水平社博物館前で差別的街頭宣伝を行ったことで損害賠償を命じられた裁判の判決を言う。原告の文章を引用する。

〈水平社博物館にも街宣をしたかったが、これも色々な事情があって、出来なかった。けど、判決が出たら、又、やるからね w〉。

文末の 〈w〉 は 〈(笑)〉 を意味するネットスラングである。差別的街頭宣伝を、含み笑いで告知しているのである。

〈水平社博物館の判決が月曜日に出る。ま、判決の内容にもよりけりだが多分、控訴はしない。書面を作成するのが面倒臭いからだ w〉

笑いながら裁判を小馬鹿にしているのである。本件訴状において原告は 〈控訴に挑めば仕事にも影響が出て、仕事上の関係先に迷惑をかけてしまう事が明らか〉 などと控訴しなかった理由をもっともらしく述べているが、判決前日には 〈書面を作成するのが面倒臭い〉

と笑っていたのである。

〈ドエッタから始まり、くそエッタが続き、最後には「ドぐそエッタ」まで進化を遂げていたw〉

かくも極めたる差別言辞を繰り返し、そして笑っている。差別を楽しんでいると形容するしかない。(乙4-1-1号証、乙4-1-2号証)

在日韓国人・朝鮮人に対しても同様である。原告が他の10人とともに京都朝鮮学校に押し掛けて威力業務妨害罪で有罪判決を受けた事件では、11人は日々につぎのような罵詈雑言を朝鮮学校に浴びせたと認定されている。

〈北朝鮮のスパイ養成機関、朝鮮学校を日本から叩き出せ〉〈戦争中、男手がいないところ、女人レイプして虐殺して奪ったのがこの土地〉〈ろくでなしの朝鮮学校を日本から叩き出せ。なめとったらあかんぞ。叩き出せ〉〈日本から出て行け。何が子供じゃ、こんなもん、お前、スパイの子供やないか〉〈朝鮮人はウンコ食つとけ〉〈朝鮮人は道の端っこ歩いてたらええねん〉〈約束というものは人間同士がするものんですよ。人間と朝鮮人では約束は成立しません〉

《京都地方裁判所平成22年(わ)第1257号、平成22年(わ)第1641号平成23年4月21日第2刑事部判決・判決文本文より抜粋》

〈約束というものは人間同士がするものんですよ。人間と朝鮮人では約束は成立しません〉とはなんという汚らわしい発言であろうか。朝鮮人は人間ではないというのである。身の毛もよだつような差別思想である。

原告はほかにも数多くの街頭宣伝に於いて、上に記したと同類の聞くに堪えない差別的で挑発的なアピールを繰り返して、在日韓国人や被差別部落民を罵倒し、その名誉を汚し続けており、その遠慮

会釈のない苛烈な攻撃的言動が、同種の思想を共有する人士の間に  
おいて原告の名を高からしめたのである。

『川西大了こと電気屋wさんの日記』の「アメリカの慰安婦像に  
小便かけて捕まった人と会った」2014年11月29日22:41  
掲示の日記から引用する。

〈私が拡声器で「本当に朝鮮人というのは、ろくでもない民族で  
す」「犯罪犯しても強制送還がないので、安心して犯罪を犯している。  
こいつらは犯罪民族である」「日本人が2万人、生活苦で自殺してい  
るのに、なんで、朝鮮人を38,000も生活保護で救済しなア  
カンねん」などと演説するのだから、聞いた人は「一体、どこの政  
党だ？？？」と注目するようだwww〉

これほど恥知らずな差別的街頭宣伝なので、返ってくる反応は信  
じられないとか驚いて眉を顰めるといったものに違いなかろうが、  
その反応に心を躍らせて〈w〉を3つもつけているのである。大笑  
いしているのである。〈在日コリアンを差別して楽しんでいる〉とし  
か表現のしようがないではないか。

このように〈在日コリアンを差別して楽しんでいる〉との表現は  
実態そのままであって不当な評価ではなく、誹謗中傷に当たらない。  
また〈在日コリアンを差別して楽しんでいる〉と述べた動機は、こ  
うした反社会的かつ不真面目で人を食ったような原告の活動に協力  
してはならないとの警告を発するという公共の目的のためであり、  
差別のない健全な社会をつくるという公益を図るためにある。よっ  
て被告には不法な名誉棄損行為はなく、損害賠償責任もない。

⑥ 訴状9頁10行目から同頁13行目までの個所において原告は  
被告が〈一方的な偏見に基づいて原告川東には公民館を借りる資格  
がないと述べており、憲法が保障している集会の自由や幸福追求権

に基づく人格的利益が原告川東には保障されない、保障する必要がないと公然と喧伝しており、これも又、原告川東の社会的評価を低下させる不法行為である〉と述べるが、事実誤認であり、被告の不法行為で原告の社会的評価が低下したということもない。

日本国憲法において、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」であるから、何人といえども基本的人権を制限できる道理がない。よって被告は〈原告川東には公民館を借りる資格がない〉と主張していないし、原告には集会の自由や幸福追求権という基本的人権が保障されないと、保障する必要がないとも述べていない。

被告が述べているのは、基本的人権の誤った行使を公共の福祉によって制限せよということである。憲法第12条に「国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」とあるとおり、基本的人権を誤った仕方で行使し、公共の福祉と衝突すれば、その行使を制限し得るのである。

原告は会場を借りる権利を有する。しかしながら会場を借りるには守るべきルールがあって、これに抵触した場合は借りることができない。被告は原告の予定している集会が『会議室利用規則』に抵触する理由と、第三者に迷惑を及ぼす恐れが高い理由を述べたうえで、『会議室利用規則』にもとづいて使用許可を取り消すように求めたのであるから、適正な手続きに則っており、よって基本的人権を侵害したとの原告の主張は失当である。(甲第5-2号証)

基本的人権を誤った仕方で行使し、公共の福祉と衝突すれば、その行使を制限し得るという法理について、原告は異論のないはずである。なにしろ原告自身が誤った言論によって傷ついた名誉を回復したいとの動機から、言論の自由を制限する本件訴訟を起こしたのであるから。

かくて原告の非難する不法行為なるものが存在しないことが明らかである。存在しない不法行為で社会的評価が低下するはずもない。原告の被害妄想は破たんしたといえよう。

⑦ 「1 フェイスブックへの投稿記事 1」と題する項目に記載されているその余の部分は、損害賠償請求の根拠とならない無意味な記述であるから言及しない。

3 訴状第 9 頁末尾より 5 行目から同第 10 頁末尾より 16 行目まで(訴状の項目名「2 フェイスブックへの投稿記事 2」)について次の通り認否する。

① 訴状第 9 頁末尾より 4 行目～3 行目の〈被告泥は平成 28 年 2 月 2 日午後 6 時 48 分頃に、facebook に甲第 5-2 号証の記事を投稿した。〉については認める。

② 訴状第 9 頁末尾より 2 行目〈この投稿内容にも〉から同第 10 頁 4 行目〈事はないはずである。〉までにおいて、原告は〈原告川東が「ヘイスピ条例は在日特権条例だ」などと言った事はないはずである〉と述べるが、記憶違いでないとすれば虚偽の申述である。

原告が東住吉会館に提出した自筆の申込書に申込団体として『在日特権条例に抗して日本人を守る会』の名があり、原告は同会の代表者である旨の記載がある。(甲第 4-1 号証)自分自身が代表を務める組織の名称に「在日特権条例」と明記している以上、原告本人も大阪市ヘイトスピーチ条例が「在日特権条例」だと認識していたと推測するのが合理的である。けだし、自分自身が代表を務める団体に、本人の意向と正反対の名称を冠するというのは、通常はあり得ないからである。原告はあれもこれもと思い付きを書きすぎて、自家撞着に陥っていると思われる。

③ 訴状第 10 頁 5 行目から 18 行目にかけての記載のうち、原告の適

示する事実について、一部の真実性を認める。

ア 〈甲第5-2号証では「( )」によって追記がされているが、当初は「( )」内の追記がない文章が投稿されていたが、そこに『水平社博物館前において「どえった出てこい」という街頭宣伝を実施したことで有罪判決を受けた人物です』『このような言動で幾度有罪判決を受けても』と記述されていた〉

この部分について〈「どえった出てこい」という街頭宣伝を実施したことで有罪判決を受けた人物です〉は事実誤認であった。〈このような言動で幾度有罪判決を受けても〉については、原告が京都朝鮮学校襲撃事件と徳島県教組乱入事件の二つの事件に関して有罪認定を受けたことを指すが、二つの事件が併合審理されたので、有罪判決を受けたのは一度である。

イ 〈原告川東は水平社博物館前での街宣活動で有罪判決は受けておらず〉

事実であると認める。

ウ 〈被告泥による「有罪判決を受けた」なる犯罪歴に関する事実の摘示は真実ではない。〉

前述の通り、水平社博物館前での街宣活動において原告は有罪判決を受けていないが、京都朝鮮学校襲撃事件と徳島県教組乱入事件のふたつの事件で有罪判決を受けてるので、あたかも有罪判決を一度も受けたことがないかのような筆致は誤り若しくは虚偽である。

エ 被告がこの件で原告から訂正を求められましたことは一度もないが、被告は自分の投稿が事実でないことを知るや直ちに原告に対して謝罪し、当該記述を訂正してフェイスブックに掲載した。

④ 原告に関する事実の適示において一部に誤りがあったことは、第

③項において認めた通りである。原告はこのことにつき訴状第10頁10行目から11行目において〈原告川東に虚偽の犯罪歴をでっち上げる行為であり、刑法が禁じる名誉棄損行為である〉と述べている。しかしながら被告の誤りは単純な勘違いであり、故意いででっち上げたものではないので、原告の論難は失当である。また〈刑法が禁じる名誉棄損行為である〉というが、本件民事訴訟と同様の趣旨で原告が被告を刑事告訴した名誉棄損事件が不起訴となったことが、原告の提出している甲第6-1号証に明らかである。

⑤ 訴状第10頁18行目〈又、公選の公務員の候補者に関する名誉棄損は〉から同頁25行目〈有権者に対しても侮辱を成す行為である事を付け加えておく〉までの記述において、原告は平成27年4月の統一地方選挙の際に枚方市議会議員選挙に立候補したこと述べ、被告が事実誤認の文章を投稿したことが〈有権者の判断を誤らせる行為であって、日本国の国家体制である民主主義制度の根幹を破壊する最も許されざる行為〉であるとか〈その行為によって生じた被害の回復を図りもしない人間が、人権を守るとか全く信憑性がない〉と述べて被告を非難する。後述の通り被告が有権者の判断を誤らせた事実はないが、仮に原告の主張どおり、有権者の判断を誤らせる事実があったとしても、また被告の人権活動が信ぴょう性のないものであるにせよ、そのことで被告が原告に対する損害賠償義務を負うとは考えられない。被告は有権者を侮辱した覚えは全くないが、仮に有権者を侮辱するものであったとしても、そのことが原告に対する名誉棄損とどのように関連するのだろうか。一番肝心のこれらの点について原告から全く言及がないので、当該指摘が何のためになされたものか理解できない。

いずれにせよ被告が当該事実誤認を含む文章を投稿したのは原告

の指摘する通り平成28年2月2日であるから、原告が立候補した選挙の10ヶ月後のことであり、10ヶ月も前に終了した選挙に影響を与えることなどできるはずがないのであって、原告の論難は失当である。

4 訴状第10頁末尾より15行目から同11頁末尾より11行目まで(訴状の項目名「3 Twitterへの投稿記事3」)について次の通り認否する。

- ① 訴状第10頁27行目〈被告泥は平成28年3月4日twitterに〉から同第11頁2行目〈思いますが。』と投稿した〉までの記載のうち、事実の適示部分については認める。
- ② 原告は〈「敗訴」が「有罪」になっても傷つく名誉はなかろうと思いますが〉と被告が書いたことを以て〈原告川東には虚偽の犯罪歴をでっち上げても、それ以上に低下するような社会的評価は無いと公然と述べたのである〉と決めつけるが事実誤認である。

被告は意図的に〈虚偽の犯罪歴をでっち上げ〉たのではない。また虚偽で誰かの犯罪歴をでっちあげる行為を肯定したことは一度もない。

- ③ 原告は〈これは原告川東に対して幸福追求権に基づく人格的利益、つまり基本的人権を根底から侵害する人権侵害行為に他ならず、この本件投稿3-3によって被った精神的苦痛は甚大であった〉(訴状第11頁20行目から22行目)と述べるが、既に2-⑥に述べたとおり、被告は原告の基本的人権を否定していないし、幸福追求権も否定していない。また被告が述べたのは、原告が有罪判決を受けたと誤伝されてもそのことで原告の社会的評価が低下しないと思うという論評にすぎず、何らかの事実を提示しているのではないから、名誉棄損に当たらぬ。

④ 原告は〈これは原告川東に対して幸福追求権に基づく人格的利益、つまり基本的人権を根底から侵害する人権侵害行為に他ならず、この本件投稿 3-3 によって被った精神的苦痛は甚大であった〉（訴状第 11 頁 20 行目から 22 行目）と述べるが、〈精神的苦痛は甚大であった〉との主張は原告の他の発言と整合しておらず信用できない。原告は京都朝鮮学校事件で第一審判決を受けて公開した同氏執筆の声明に、次の通り記している。

〈裁判の中で私が「意見書」として証拠提出した通り、現状の我が国の司法制度が必ずしも 100% の正義だとは既に思っておりませんので、有罪判決を受けて「犯罪者」となる事にいささかの痛痒も覚える事はありません。

平成 23 年 4 月 23 日 京都・徳島事件一審判決を受けての声明  
(川東大了副会長)〉

原告は〈刑事案件による「有罪判決」を受けた犯罪者と、民事訴訟で請求の一部が認められた人間とでは、社会からの評価は全く違うものである〉（訴状第 11 頁 15 行目から 17 行目）と述べていたが、社会的評価が下っても自分自身は〈有罪判決を受けて「犯罪者」となる事にいささかも痛痒を覚えることは〉ないというのである。差別活動家としての原告自身のプライドは司直の評価や社会的評価によって揺らぐことがないというのである。それならば、〈被った精神的苦痛は甚大であった〉というのは論理矛盾である。名誉が毀損され傷ついたという原告の主張は信用できるものではなく、虚偽の申述といつてもよい。かくのごとく真実性に乏しい原告の主張は、まともに取り上げるに値しないというべきである。

⑤ 訴状第 11 頁 26 行目 〈念の為に本件投稿 3-5 も証拠資料として添付しているが〉から 33 行目 〈本訴を提起する一因となった事を

述べておく。〉までの記載は重大な問題をはらむので、その問題点を別述する(9 ①他の被告の主張 ②原告の求めるものは名誉の回復ではなく公正な裁判でもない)

⑥ 原告の付した表題「3 Twitterへの投稿記事3」のその余の記載については被告の損害賠償義務と何らの関係もないため言及する意味がない。

5 訴状第11頁末尾より10行目から同第12頁7行目まで(訴状の項目名「4 被告泥の社会的地位に鑑みた影響力について」)について次の通り認否する。

- ① 被告の経歴や著書等に関する事実の適示部分は認める。
- ② 被告の社会的信用度が高いという主張については不知。
- ③ 被告の社会的信用度に応じて原告の被った被害が高まったという原告の推測は、具体的根拠を欠いた単なる憶測である。

6 訴状第12頁8行目から同第12頁行目まで(訴状の項目名「4 原告川東の受けた損害」)について次の通り認否する。

原告は「有罪判決を受けた」という被告の誤った投稿により、いかなる名誉がどのように棄損されたというのであろうか。名誉とは、人の有する社会的な評価のことであって、品性、善行、名声、信用などの人格的な評価のことをいうのであるから、その名誉が毀損されたというためには、原告がいかなる社会的な評価のもとにあり、いかなる品性の持ち主で、いかなる善行を行い、どのような名声を得て、どのような信用を築いていて、そのうえでどのような名誉がいかに毀損されたのかを知る必要がある。

原告はいかなる社会的な評価の下にあったのか、本書面でこれまで叙述してきたとおり、原告は熱心に差別活動に取り組んできた人物であり、苛烈な攻撃的言辞で在日コリアンや被差別部落の人々を差別し

てきたと評価されている人物である。原告はいかなる品性の持ち主なのか、常識のある市民ならば口にできない差別発言を恬として恥じることなく白昼堂々と街頭において大音声で叫ぶことのできる品性の持ち主である。原告はいかなる善行を行い、どのような名声を得ていたのか、原告や原告と軌を一にする人々にとって、在日コリアンを追放することは正義であり、その手段として差別し罵倒し恐怖させるのは道義にかなった行いであり善行であり、その行動にはせ参じることが美德である。彼らにとっての名声とは、誰よりも熱心にそうした活動に傾注しているという社会的評価である。原告はそのような周囲の期待に誠実に応えることで活動家としての信用を築き上げてきた。これらの総体的評価こそ、原告にとっての名誉であろう。

しかしこれは本当に名誉と評し得るものなのか。被告の行為によってこのような名誉が傷つき、原告の社会活動に支障をきたしたという事実が仮にあったとすれば、それは日本の社会にとっても、原告本人にとっても、むしろ喜ばしいことではないのだろうか。しかしながら、実際には原告の社会的評価が著しく低下し、活動仲間から信用を失ったという事実は具体的に確認できず、原告の差別活動熱が鎮静化することはなかった。被告としてはまことに残念なことである。

人は生まれながらにして平等であるという健全な人権感覚を共有する真っ当な社会において、原告に対する評価はすでに地に墮ちていた。「敗訴」と「有罪」を混同した程度で殊更に毀損されるほどの名誉を彼が一般的・社会的に有していたとは到底考えられない。

7 訴状第12頁13行目から同第13頁1行目まで(訴状の項目名「第3 その他の背景事情」)について次の通り認否する。

- ① 訴状第12頁14行目から35行目にかけて、「1 奉仕である護国活動に対する侮辱行為」と題する記載において、原告は〈在日韓

国・朝鮮人に対する不当な差別の撤廃を目指してボランティア活動に尽力して来た〉と述べるが全くの虚言であり、原告が行ってきたのは在日韓国・朝鮮人に対する不当な差別を扇動する活動であったことは本準備書面に縷々述べた通りである。

その余に列挙している活動については不知。ただしそれらの活動を被告が侮辱した事実はない。そもそも被告は原告が本件損害賠償の請求根拠としている被告のfacebookないしtwitterへの投稿において、原告の列挙した活動に言及していないのであるから、原告が何を企図してこのような〈背景事情〉を持ち出したのか意味不明というしかない。

② 訴状第12頁36行目から同第13頁1行目にかけて、「2 言論・表現の自由、集会の自由、政治主張の自由に対する妨害行為」と題して、原告は〈本件投稿1乃至2は、それら言論・表現の自由や集会の自由に対する妨害行為である〉と述べているが、失当である。

当該論旨は訴状の項目名「3 Twitterへの投稿記事3」で原告が既に述べたことと重複しており、被告はすでに2-⑥において論駁を終えているが、再論する。

被告は言論・表現の自由、集会の自由といった基本的人権を制限せよと求めたのではない。被告が求めたのは、基本的人権の誤った行使を公共の福祉によって制限せよということである。

この法理について、原告は異論のないはずである。なにしろ原告自身が無制限の言論の自由を否定し、誤った言論によって傷ついた名誉を回復したいとの動機から本件訴訟を起こしたのであるから。他人の自由を妨害する自分の行為は不問にして、自分の間違った自由権の行使を妨害されたら非難するなど、身勝手極まりない。

## 8 その他の被告の主張

### ① 損害賠償責任は成立しない

既述の通り被告がフェイスブック上に於いて、真実であると証明できない事実を公然と掲示したことは間違いないところ、最高裁昭和44年6月25日判決は、真実性を証明できなかった場合でも、確実な資料・根拠に基づいて事実を真実と誤信した場合には故意を欠くため処罰されないとしており、民事上の損害賠償責任についてもこれに準ずるとされている。そこで「有罪判決を受けた」という被告の記述が損害賠償に値するかを、この判決に沿って確かめる。

原告が水平社博物館前街宣事件で有罪とされたという誤った事実認識は、差別問題に関心を抱く層の間に流布され、広く信じられていた。被告もそういった広く流布されている誤解を信じたことで真実ではない事実を記述するに至ったのである。原告が水平社博物館前街宣事件で有罪となったという誤解の例を以下に列挙する。

#### ア ツイッター上の記載

◇ エルネスト金 @erunenn 2014年10月13日

川東のスピーチって、なんかあれば「日本の司法で決まるんです！日本の司法が！ここは日本！」と必死で叫ぶが、その日本の司法で断罪された京都朝鮮学校襲撃事件の有罪判決にはいちやもんばかりつけるんだな。その実行犯は当の川東本人で、水平社博物館差別街宣事件でも有罪なのにな。要は差別な。

◇ 菅野完 @noiehoie 2014年12月17日

ところで、共産党は反差別運動のトップランナーとやらになったらしいが、水平社博物館事件で有罪になったにかかわらず相変わらずいまだに水平社博物館の前で差別演説して川東が、また水平社博物館の前で街宣したら、一緒に止めにはいってく

れるのかの？

◇ ŸU\$ÛKE ÜÉDÅ @yoox5135 2015年7月19日

@hirachan\_tweet 25日に平野区民センターで開かれるこの講演会はヘイトスピーチデモの常習参加者のものです。川東大了は朝鮮学校襲撃事件、水平社博物館前での差別街宣等で有罪判決を受けています。こんなんやらしていいんですか？

◇ nos @unspiritualized 2014年11月19日

レイシスト川東大了の母は4年前の時点で「息子を見ているとまるでオウムのようだ」と嘆いていた訳ですが、実際にオウムのように他人にも社会にも多大な損害を与えていることを知ってほしいですな。@erunenn 水平社差別街宣事件で有罪判決となった時、川東は賠償金を「月々数千円の月賦」…

◇ Kanabun et Gilles @KanabunGilles 2013年12月23日

wiki「川東大了」

徳島県教職員組合事務所乱入事件と京都朝鮮学校公園占用抗議事件に関与し逮捕・起訴。水平社博物館事件有罪。

◇ みのむしもんた@ツイ減 @minomushimonnta 2011年8月23日

川東さんが解同に訴えられた件について。水平社宣言には、「我々が穢多であることを誇るときがきたのだ」とある。もし川東さんが有罪になれば、穢多が差別語であるということになり、水平社宣言との間に矛盾がでてしまふ。勝っても負けても、解同にとってマイナスでしかないのだ。

ツイッター上には同類の文章が他にも多数掲示されており、現在も読むことができる。「みのむしもんた」名の投稿は反差別の側のも

のではなく原告の行動を支持する人物のものだから、反差別側と原告側とを問わず、原告が水平社博物館前街宣で有罪か無罪かを問われているとの認識が存在していたことを示している。

#### イ インターネット上の記載

◇ 市民NEWS 2012年07月05日16:17

差別煽動に有罪判決(見出し)

◇ 石野さん「先週末、大阪の鶴橋では奈良の水平社博物館にクソ街宣を行い、有罪判決を受けた在特会の川東大了が街宣を行いました。」 By osomatu\_san on 19-05-2014 12:06

◇ 究極の差別者 川東大了 5

2015/01/06(火) 22:46:39.55 ID:JmsM95z2.net

在特会界隈でひどいヘイトスピーカーは何人かいいるけど、川東は何本かの指に入る程、有名だよね。

活動歴長いし。奈良水平社の事件でも民事で有罪判決が出た。

このように、多数の人物が、原告が水平社博物館前街宣活動で有罪とされたと書いている。こうした書き込みが多数あることから、原告が水平社博物館前街宣活動で有罪とされたという誤解は広く存在していたことが推認しうる。被告もこれらの記述により、有罪判決を受けたと誤信したのであって、単純な勘違いであり、故意ではないので可罰的違法性はなく、損害賠償責任も問えないというべきである。

#### ② 原告の求めるものは名誉の回復ではなく公正な裁判でもない

名誉を棄損されたという原告がこれまでとってきた姿勢には、説明できない不審点がある。原告が名誉を棄損されたというのであれば、まずは名誉を回復する手立てを講じるのが普通であろう。被告に対して誤った事実を訂正するように求め、同時にその誤りの責任が原告に

ではなく被告にあることを被告に認めさせ、そしてそのことを直ちに広く公示させるというのが、通常の名誉回復の手立てである。しかしながら原告は被告に宛てて、今日に至るまで、一度も訂正を要請していないのである。謝罪せよとの求めもない。本件訴状においても、訂正及び謝罪の請求がない。原告はツイッターで一方的に刑事告訴しますと宣告しただけであり、しかもこの宣言は被告に宛てたものではなかった。訴状第10頁末尾より7行目から5行目に原告自身が申述している通り、単に独自の形でツイートしただけなのである。

この方法は極めて不審である。独自しただけでは相手にメッセージが伝わらない蓋然性が高いのだから、原告が本当に謝罪と訂正を求めていたのであれば、被告に直接メッセージを送る機能がtwitterに備えてあるのだから、通常ならばその機能を使うだろう。誰であれ原告のすべてのツイートを読むわけではないので、事実、告訴しますという原告のツイートを、被告は第三者からの連絡で初めて知ったのである。連絡を受けた後に原告のツイッターを開いて確認し、自分の記述が間違っていることに気づいて直ちにfacebookを訂正したのであるが、第三者からの連絡がなければいまも間違いに気づかず、訂正出来ていなかつた可能性が高い。そうすると原告の名誉は、原告の言い分では毀損されたままだったはずである。そのことはあるいは原告にとっては望ましい事態だったかも知れないが。

ところで本件訴状第11頁26行目から33行目において原告は、本件訴訟を提訴した意図を次のように述べている。

〈原告川東が間違いを指摘した際に、真摯に自分の間違いを認め、謝罪し訂正する等の態度を取っていれば、原告川東は殊更に攻め立てるものではなかったが、全く無反省な態度であるばかりか、挑発的な態度を取った事は本訴を提起する一因となった事を述べておく。〉

つまり本件損害賠償請求訴訟の真の目的は「生意気な泥に対する懲罰」であるという正直な告白である。原告にとって損害賠償請求それ自体が目的ではなく、また精神的苦痛を受けたという主張もとつてつけた理屈だったことになる。原告の真の動機は被告を刑事・民事の両面から訴えることによって、被告を含む反差別運動を萎縮させることにあったのではないか。そのように考えて初めて原告の行動の不審が解消される。

原告はこれまでにも、これに類したことを行ってきた経歴を持つ。一例をあげれば、水平社博物館前街宣行動を非難する記事を掲載した部落解放同盟の機関紙『解放新聞』を部落解放同盟の機関にまで買いに行き、拒否されるや、このことが人権侵害であるとして大阪地方法務局に救済を求めた事例である。

原告は公序良俗や社会秩序に反する言動をこととし、不法行為を繰り返して日本の法秩序を乱しておりながら、一方で、自分が差別し罵倒して人権を侵害している当の相手の反発心を搔き立てる行動にわざわざ出て、そのことで感情を乱された相手の行為のささいな瑕疵をあげつらって、自分の人権が侵害されたといって大げさに法的救済を求めたのである。このような卑怯卑劣な行為の目的は、原告に対してうっかりしたことはできないぞ、隙を見せたら後あとうるさいことになるぞという、必要以上の警戒心や配慮を呼び起こして、原告の専らとする人権侵害行為、不法行為をしやすくするためにあって、人権を守るべき法を、その趣旨をゆがめて悪用するものであるといえる。本件訴訟もこれと同様の効果を企図したものであって、人権を擁護すべき司法がまともに取り扱うに値しないことを御座に対して強く訴えるものである。

以上

## 証拠方法

- 乙 1 ヘイト集会を告知した「近畿地区スケジュール」(画像)
- 乙 1-2 ヘイト集会を告知した「近畿地区スケジュール」(テキスト)
- 乙 2-1 『国際人権規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約－A 規約)』第2条2(画像)
- 乙 2-2 『国際人権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約B 規約)』第2条2(画像)
- 乙 3 2016年1月22日5:38発信 原告のツイート画面(画像)
- 乙 4-1-1 川西大了こと電気屋 w さんの日記「そういうや、月曜日は判断らしいね」(画像)
- 乙 4-1-2 川西大了こと電気屋 w さんの日記「そういうや、月曜日は判断らしいね」(テキスト)
- 乙 4-2-1 川西大了こと電気屋 w さんの日記「アメリカの慰安婦像に小便かけて捕まった人と会った」(画像)
- 乙 4-2-2 川西大了こと電気屋 w さんの日記「アメリカの慰安婦像に小便かけて捕まった人と会った」(テキスト)